

## 2 民間給与関係資料



## 令和5年職種別民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

### 1 調査の目的と時期

この調査は、職員の給与を検討するため、令和5年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

### 2 調査機関

本人事業委員会、人事院及び広島市人事委員会等

### 3 調査の対象

#### (1) 調査対象事業所

全産業の企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所1,370事業所

#### (2) 調査対象職種

76職種（行政職相当職種22職種、その他の職種54職種）

### 4 調査対象の抽出

#### (1) 事業所の抽出

3(1)に記載した1,370事業所を、組織、企業規模、産業等により32層に層化し、これらの層から343事業所を無作為に抽出し調査を行った。

調査完了事業所は、第13表のとおりである。

#### (2) 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種について、これに該当する従業員が多数にのぼるときは、抽出した従業員について調査を行った。

### 5 調査事項

#### (1) 事業所に関する事項

毎月きまって支給する給与、賞与・臨時給与に関する支給状況等

#### (2) 従業員に関する事項

従業員の年齢、学歴、きまって支給する給与、時間外手当、通勤手当等

### 6 集 計

総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

### 第13表 企業規模別調査事業所数

#### その1 産業別、企業規模別調査事業所数

区 分	企業規模			
	規模計	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
調 査 対 象 事 業 所	事業所 1,370	事業所 603	事業所 559	事業所 208
抽 出 事 業 所	343	154	137	52
調 査 事 業 所 ( 産 業 計 )	296	138	119	39
農 業 、 林 業 、 漁 業	0	0	0	0
鉱 業 、 採 石 業 、 砂 利 採 取 業 、 建 設 業	24	13	7	4
製 造 業	116	50	51	15
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業 、 情 報 通 信 業 、 運 輸 業 、 郵 便 業	57	22	24	11
卸 売 業 、 小 売 業	29	19	8	2
金 融 業 、 保 険 業 、 不 動 産 業 、 物 品 賃 貸 業	11	9	2	0
教 育 、 学 習 支 援 業 、 医 療 、 福 祉 、 サ ー ビ ス 業	59	25	27	7

- (注) 1 上記調査事業所のほか、企業規模、事業所規模が調査対象となる規模を下回っていたため調査対象外であることが判明した事業所が2所、調査不能の事業所が45所あった。
- 2 調査対象事業所343所から企業規模、事業所規模が調査対象外であることが判明した事業所2所を除いた341所に占める調査完了事業所296所の割合(調査完了率)は、86.8%である。
- 3 「500人以上」とは、企業規模500人以上で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人以上500人未満」とは、企業規模100人以上500人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人未満」とは、企業規模50人以上100人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所をいう。(以下、各表について同じ。)  
ただし、「調査対象事業所」欄及び「抽出事業所」欄は、調査前の企業規模により計上している。
- 4 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業(他に分類されないもの)」(宗教及び外国公務に分類されるものを除く。)である。

#### その2 地域別、企業規模別調査事業所数

区 分	企業規模			
	規模計	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
調 査 事 業 所 ( 地 域 計 )	事業所 296	事業所 138	事業所 119	事業所 39
広 島 市	143	74	51	18
上 記 を 除 く 県 内 の 市	140	59	64	17
県 内 の 町	13	5	4	4

第14表 職種別、学歴別、企業規模別初任給

職 種	学 歴	企業規模計	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
		円	円	円	円
新卒事務員・技術者計	大学卒	209,708	216,252	196,661	202,130
	短大卒	188,260	193,172	181,243	※ 177,313
	高校卒	173,667	173,991	172,780	※ 172,937
新卒事務員	大学卒	206,469	214,444	194,198	※ 201,539
	短大卒	175,796	※ 194,000	※ 174,552	※ 176,620
	高校卒	170,001	172,586	165,865	—
新卒技術者	大学卒	213,900	218,107	202,019	※ 203,034
	短大卒	192,997	193,163	※ 196,503	※ 180,000
	高校卒	174,903	174,370	177,078	※ 172,937
新卒大学助教	大学卒	—	—	—	—
新卒高等学校教諭	大学卒	—	—	—	—
新卒研究員	大学卒	※ 225,200	—	※ 225,200	—
新卒研究員補助	短大卒	—	—	—	—
	高校卒	—	—	—	—
準新卒医師	大学卒	—	—	—	—
準新卒薬剤師	大学卒	—	—	—	—
準新卒診療放射線技師	短大卒	—	—	—	—
新卒栄養士	短大卒	—	—	—	—
準新卒看護師	養成所卒	※ 194,058	—	※ 194,058	—
準新卒准看護師	養成所卒	※ 178,239	—	※ 178,239	—

(注) 1 金額は、基本給のほか事業所の従業員に一律に支給される給与を含めた額(採用のある事業所の平均)であり、時間外手当、家族手当、通勤手当等、特定の者にのみ支給される給与は除いている。

2 「準新卒」とは、令和4年度中に資格免許を取得し、令和5年4月までの間に採用された場合をいう。  
 なお、医師については、令和2年3月大学卒業後、令和2年度中に免許を取得し、2年間の臨床研修を修了した後、令和5年4月までの間に採用された者に限っている。

3 「※」は、調査実人員が10人以下であることを示す。

第15表 民間における初任給の改定状況

項目		新規学卒者の 採用あり	初任給の改定状況			新規学卒者の 採用なし
学歴	企業規模		増額	据置き	減額	
		%	%	%	%	%
大 学 卒	規模計	36.1	( 54.4 )	( 45.6 )	—	63.9
	500人以上	32.1	( 75.2 )	( 24.8 )	—	67.9
	100人以上 500人未満	39.1	( 43.1 )	( 56.9 )	—	60.9
	100人未満	39.0	( 38.1 )	( 61.9 )	—	61.0
高 校 卒	規模計	14.7	( 76.3 )	( 23.7 )	—	85.3
	500人以上	17.5	( 87.7 )	( 12.3 )	—	82.5
	100人以上 500人未満	14.2	( 66.1 )	( 33.9 )	—	85.8
	100人未満	7.4	( 56.3 )	( 43.7 )	—	92.6

(注) 1 事務員と技術者のみを対象としたものである(事業所単位による集計)。

2 ( )内は、新規学卒者の採用がある事業所を100とした割合である。

第16表 企業規模別、職種別、学歴別給与額等

その1 給与比較の対象職種

1 企業規模計

職種名	調査 実人員	平均 年齢	令和5年4月分平均支給額			備考	
			きまって支給 する給与 (A)	うち 時間外手当 (B)	(A-B)		
事務 ・ 技術 関 係 職 種	支店長	26	53.3	783,387	7,015	776,372	構成員50人以上の 支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	15	53.6	845,168	111	845,057	
	短大卒	2	51.6	685,818	0	685,818	
	高校卒	9	53.3	726,272	18,000	708,272	
	中学卒	—	—	—	—	—	
	工場長	14	55.1	735,734	409	735,325	構成員50人以上の 工場の長 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	10	54.6	744,534	453	744,081	
	短大卒	—	—	—	—	—	
	高校卒	4	56.5	713,308	298	713,010	
	事務部長	410	53.1	641,902	1,833	640,069	2課以上又は 構成員20人以上 の部の長 職能資格等が上記 部の長と同等と認め られる部の長及び 部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	312	53.0	658,373	687	657,686	
	短大卒	24	53.6	582,864	484	582,380	
	高校卒	74	53.4	590,686	7,287	583,399	
	中学卒	—	—	—	—	—	
	技術部長	272	53.5	649,549	2,778	646,771	
	大学卒	204	53.3	671,055	1,879	669,176	
	短大卒	26	53.6	598,891	5,465	593,426	
	高校卒	40	53.7	597,893	5,100	592,793	
	中学卒	2	55.6	538,648	0	538,648	
	事務部次長	101	51.2	579,950	891	579,059	上記部長に事故 等のあるときの 職務代行者 職能資格等が 上記部の次長と 同等と認められる 部の次長及び 部次長級専門職 中間職(部長一 課長間)
大学卒	78	51.2	594,036	1,074	592,962		
短大卒	8	52.6	504,112	94	504,018		
高校卒	14	50.9	557,238	396	556,842		
中学卒	x	x	x	x	x		
技術部次長	48	51.7	563,415	3,520	559,895		
大学卒	35	51.1	584,361	4,585	579,776		
短大卒	4	50.9	487,441	1,013	486,428		
高校卒	9	54.8	505,702	0	505,702		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務課長	978	50.0	559,756	6,370	553,386	2係以上又は 構成員10人以上 の課の長 職能資格等が上記 課の長と同等と認め られる課の長及び 課長級専門職	
大学卒	704	49.2	562,252	5,300	556,952		
短大卒	69	50.9	491,970	4,026	487,944		
高校卒	203	52.3	573,621	10,434	563,187		
中学卒	2	38.9	375,810	0	375,810		
技術課長	764	49.6	573,249	8,082	565,167		
大学卒	541	49.3	588,077	4,936	583,141		
短大卒	57	50.0	562,286	12,075	550,211		
高校卒	166	50.3	530,149	16,628	513,521		
中学卒	—	—	—	—	—		

(注) 「X」は、調査実人員が1人であることを示す(以下2から4において同じ。)

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和5年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与 (A)	うち 時間外手当 (B)	(A-B)		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	366	46.9	503,207	49,957	453,250	前記課長に事故等 のあるときの職務代 行者 課長に直属し部下 に係長等の役職者 を有する者 課長に直属し部下 4人以上を有する者 職能資格等が上記 課長代理と同等と 認められる課長代理 及び課長代理級専 門職 中間職(課長一 係長間)
	大学卒	241	45.3	500,118	52,873	447,245	
	短大卒	49	49.7	456,728	43,079	413,649	
	高校卒	74	49.9	538,990	45,145	493,845	
	中学卒	2	43.9	503,016	51,999	451,017	
	技術課長代理	93	46.3	530,664	84,769	445,895	
	大学卒	60	45.3	547,429	89,086	458,343	
	短大卒	8	47.0	508,936	98,253	410,683	
	高校卒	25	48.7	495,608	67,857	427,751	
	中学卒	—	—	—	—	—	
	事務係長	966	45.4	448,312	55,531	392,781	係の長及び 係長級専門職
	大学卒	628	43.6	443,010	53,718	389,292	
	短大卒	93	47.7	408,087	41,049	367,038	
	高校卒	243	48.6	472,215	65,104	407,111	
中学卒	2	49.7	544,065	5,776	538,289		
技術係長	678	45.5	519,508	100,247	419,261		
大学卒	387	42.9	499,851	93,573	406,278		
短大卒	50	47.3	508,291	86,671	421,620		
高校卒	239	49.1	553,336	114,112	439,224		
中学卒	2	51.4	475,204	39,405	435,799		
事務主任	737	44.0	393,810	45,831	347,979	係長等のいる事業 所における主任 係長等のいない事 業所における主任 のうち、課長代理以 上に直属し、部下を 有する者 係長等のいない事 業所において、職 能資格等が上記主 任と同等と認められ る主任 中間職(係長一 係員間)	
大学卒	478	42.0	410,064	52,811	357,253		
短大卒	97	46.5	373,041	38,479	334,562		
高校卒	162	47.9	360,895	30,731	330,164		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術主任	668	46.5	488,207	87,480	400,727		
大学卒	411	45.5	496,957	91,108	405,849		
短大卒	63	47.9	448,040	81,038	367,002		
高校卒	193	48.7	478,239	79,927	398,312		
中学卒	x	x	x	x	x		
事務係員	3,071	37.2	312,191	38,399	273,792		
大学卒	1,847	33.4	318,436	42,899	275,537		
短大卒	487	44.8	306,627	29,398	277,229		
高校卒	732	41.6	300,346	33,303	267,043		
中学卒	5	42.8	305,195	22,950	282,245		
技術係員	2,355	35.7	371,131	69,843	301,288		
大学卒	1,475	33.2	370,854	72,929	297,925		
短大卒	272	39.6	373,716	70,781	302,935		
高校卒	599	39.8	370,943	62,161	308,782		
中学卒	9	39.5	352,501	77,022	275,479		



2 企業規模500人以上

職種名	調査 実人員	平均 年齢	令和5年4月分平均支給額			備考	
			きまって支給 する給与 (A)	うち 時間外手当 (B)	(A-B)		
事務 ・ 技術 関 係 職 種	支店長	25	53.4	789,921	7,137	782,784	構成員50人以上の 支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	14	53.8	860,771	58	860,713	
	短大卒	2	51.6	685,818	0	685,818	
	高校卒	9	53.3	726,272	18,000	708,272	
	中学卒	—	—	—	—	—	
	工場長	11	55.1	761,914	487	761,427	構成員50人以上の 工場の長 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	8	55.1	775,173	526	774,647	
	短大卒	—	—	—	—	—	
	高校卒	3	55.2	724,730	380	724,350	
	中学卒	—	—	—	—	—	
	事務部長	289	53.2	689,607	451	689,156	2課以上又は 構成員20人以上 の部の長 職能資格等が上記 部の長と同等と認め られる部の長及び 部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	231	53.2	701,174	417	700,757	
	短大卒	12	55.2	671,226	104	671,122	
	高校卒	46	53.2	636,781	706	636,075	
	中学卒	—	—	—	—	—	
	技術部長	201	53.6	701,064	2,116	698,948	
	大学卒	161	53.6	713,664	1,504	712,160	
	短大卒	17	54.0	643,021	1,934	641,087	
高校卒	23	53.7	669,769	5,382	664,387		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務部次長	62	51.5	645,054	535	644,519	上記部長に事故 等のあるときの 職務代行者 職能資格等が 上記部の次長と 同等と認められる 部の次長及び 部次長級専門職 中間職(部長一 課長間)	
大学卒	51	51.3	657,842	613	657,229		
短大卒	3	55.0	578,966	205	578,761		
高校卒	8	51.4	608,529	286	608,243		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術部次長	25	52.0	642,554	1,573	640,981		
大学卒	23	51.7	643,743	1,655	642,088		
短大卒	—	—	—	—	—		
高校卒	2	57.0	619,650	0	619,650		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務課長	715	50.0	596,265	6,469	589,796	2係以上又は 構成員10人以上 の課の長 職能資格等が上記 課の長と同等と認め られる課の長及び 課長級専門職	
大学卒	519	49.1	598,947	5,141	593,806		
短大卒	38	50.1	522,725	4,357	518,368		
高校卒	158	52.3	604,302	10,639	593,663		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術課長	556	50.1	613,996	10,042	603,954		
大学卒	408	49.8	627,065	5,551	621,514		
短大卒	34	50.4	621,762	17,764	603,998		
高校卒	114	50.9	565,613	23,280	542,333		
中学卒	—	—	—	—	—		

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和5年4月分平均支給額			備 考		
			きまって支給 する給与 (A)	うち 時間外手当 (B)	(A-B)			
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	274	46.8	517,954	51,760	466,194	前記課長に事故等 のあるときの職務代 行者 課長に直属し部下 に係長等の役職者 を有する者 課長に直属し部下 4人以上を有する者 職能資格等が上記 課長代理と同等と 認められる課長代理 及び課長代理級専 門職 中間職(課長一 係長間)	
	大学卒	178	45.2	510,271	53,953	456,318		
	短大卒	37	49.2	463,158	43,590	419,568		
	高校卒	57	49.9	568,298	50,232	518,066		
	中学卒	2	43.9	503,016	51,999	451,017		
	技術課長代理	54	47.1	575,311	114,075	461,236		
	大学卒	35	45.8	591,798	119,159	472,639		
	短大卒	7	46.8	518,840	104,391	414,449		
	高校卒	12	51.4	563,776	105,285	458,491		
	中学卒	—	—	—	—	—		
	事務係長	668	45.0	470,686	60,938	409,748		係の長及び 係長級専門職
	大学卒	431	43.2	460,069	58,694	401,375		
	短大卒	59	46.6	435,968	44,435	391,533		
	高校卒	176	48.1	500,863	71,263	429,600		
中学卒	2	49.7	544,065	5,776	538,289			
技術係長	503	45.7	556,754	113,858	442,896			
大学卒	281	42.8	534,150	105,109	429,041			
短大卒	30	47.2	578,750	112,646	466,104			
高校卒	191	49.7	585,774	126,626	459,148			
中学卒	x	x	x	x	x			
事務主任	440	45.0	422,063	50,298	371,765	係長等のいる事業 所における主任 係長等のいない事 業所における主任 のうち、課長代理以 上に直属し、部下を 有する者 係長等のいない事 業所において、職 能資格等が上記主 任と同等と認められ る主任 中間職(係長一 係員間)		
大学卒	279	43.2	447,361	60,726	386,635			
短大卒	64	46.7	389,834	39,848	349,986			
高校卒	97	48.4	376,019	29,487	346,532			
中学卒	—	—	—	—	—			
技術主任	493	47.4	514,388	95,992	418,396			
大学卒	304	46.5	521,516	98,985	422,531			
短大卒	40	48.9	490,059	99,087	390,972			
高校卒	149	49.6	501,897	86,931	414,966			
中学卒	—	—	—	—	—			
事務係員	1,914	36.9	322,341	42,329	280,012			
大学卒	1,194	32.6	323,581	46,880	276,701			
短大卒	286	45.5	322,426	31,132	291,294			
高校卒	431	42.4	319,131	37,883	281,248			
中学卒	3	40.8	306,822	24,902	281,920			
技術係員	1,722	35.7	385,347	76,269	309,078			
大学卒	1,058	33.0	385,687	79,869	305,818			
短大卒	184	39.0	395,099	81,357	313,742			
高校卒	476	40.0	381,023	66,126	314,897			
中学卒	4	41.2	378,460	124,000	254,460			

3 企業規模100人以上500人未満

職種名	調査 実人員	平均 年齢	令和5年4月分平均支給額			備考	
			きまって支給 する給与 (A)	うち 時間外手当 (B)	(A-B)		
事務 ・ 技術 関 係 職 種	支店長	人	歳	円	円	円	構成員50人以上の 支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	x	x	x	x	x	
	短大卒	—	—	—	—	—	
	高校卒	—	—	—	—	—	
	中学卒	—	—	—	—	—	
	工場長	3	55.1	599,206	0	599,206	構成員50人以上の 工場の長 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	2	51.5	554,308	0	554,308	
	短大卒	—	—	—	—	—	
	高校卒	x	x	x	x	x	
	中学卒	—	—	—	—	—	
	事務部長	109	52.5	545,508	5,338	540,170	2課以上又は 構成員20人以上 の部の長 職能資格等が上記 部の長と同等と認め られる部の長及び 部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	74	52.3	557,027	1,428	555,599	
	短大卒	8	51.6	508,578	0	508,578	
	高校卒	27	53.5	520,758	19,004	501,754	
	中学卒	—	—	—	—	—	
	技術部長	61	52.9	552,414	5,075	547,339	
	大学卒	39	52.4	559,931	3,220	556,711	
	短大卒	9	52.9	525,317	11,352	513,965	
	高校卒	13	54.5	546,122	6,887	539,235	
	中学卒	—	—	—	—	—	
事務部次長	32	51.1	496,877	1,583	495,294	上記部長に事故 等のあるときの 職務代行者 職能資格等が 上記部の次長と 同等と認められる 部の次長及び 部次長級専門職 中間職(部長一 課長間)	
大学卒	21	51.8	522,756	2,053	520,703		
短大卒	4	51.0	445,312	0	445,312		
高校卒	6	49.6	424,810	681	424,129		
中学卒	x	x	x	x	x		
技術部次長	22	51.4	483,437	5,968	477,469		
大学卒	11	49.7	480,269	11,403	468,866		
短大卒	4	50.9	487,441	1,013	486,428		
高校卒	7	54.4	486,353	0	486,353		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務課長	242	50.3	463,445	6,724	456,721	2係以上又は 構成員10人以上 の課の長 職能資格等が上記 課の長と同等と認め られる課の長及び 課長級専門職	
大学卒	169	49.7	469,795	6,321	463,474		
短大卒	31	52.1	450,594	3,581	447,013		
高校卒	40	52.1	448,119	11,578	436,541		
中学卒	2	38.9	375,810	0	375,810		
技術課長	176	48.7	467,358	2,408	464,950		
大学卒	114	48.1	466,557	2,402	464,155		
短大卒	19	51.6	472,100	2,935	469,165		
高校卒	43	48.9	467,379	2,196	465,183		
中学卒	—	—	—	—	—		

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和5年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与 (A)	うち 時間外手当 (B)	(A-B)		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	90	47.2	453,162	44,677	408,485	前記課長に事故等 のあるときの職務代 行者 課長に直属し部下 に係長等の役職者 を有する者 課長に直属し部下 4人以上を有する者 職能資格等が上記 課長代理と同等と 認められる課長代理 及び課長代理級専 門職 中間職(課長一 係長間)
	大学卒	62	45.8	471,025	50,723	420,302	
	短大卒	11	51.9	441,948	44,548	397,400	
	高校卒	17	50.2	381,262	17,767	363,495	
	中学卒	—	—	—	—	—	
	技術課長代理	34	44.7	454,991	32,645	422,346	
	大学卒	22	43.8	475,370	37,698	437,672	
	短大卒	x	x	x	x	x	
	高校卒	11	46.3	416,046	23,507	392,539	
	中学卒	—	—	—	—	—	
	事務係長	275	46.4	390,518	41,940	348,578	係の長及び 係長級専門職
	大学卒	186	44.5	403,095	42,112	360,983	
	短大卒	28	51.7	362,718	36,922	325,796	
	高校卒	61	50.2	362,375	43,628	318,747	
中学卒	—	—	—	—	—		
技術係長	165	44.6	397,383	56,464	340,919		
大学卒	100	43.4	398,697	60,175	338,522		
短大卒	19	47.9	378,175	34,748	343,427		
高校卒	45	45.9	400,910	59,154	341,756		
中学卒	x	x	x	x	x		
事務主任	277	41.6	338,056	36,415	301,641	係長等のいる事業 所における主任 係長等のいない事 業所における主任 のうち、課長代理以 上に直属し、部下を 有する者 係長等のいない事 業所において、職 能資格等が上記主 任と同等と認められ る主任 中間職(係長一 係員間)	
大学卒	191	39.5	339,515	36,809	302,706		
短大卒	29	48.0	339,950	39,300	300,650		
高校卒	57	45.7	331,797	33,397	298,400		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術主任	140	41.2	355,631	42,970	312,661		
大学卒	84	39.7	360,361	45,762	314,599		
短大卒	21	44.8	333,679	29,287	304,392		
高校卒	34	42.9	354,354	43,348	311,006		
中学卒	x	x	x	x	x		
事務係員	991	37.8	289,426	29,723	259,703		
大学卒	564	35.1	307,638	33,920	273,718		
短大卒	173	43.8	270,512	24,658	245,854		
高校卒	252	39.9	260,045	23,597	236,448		
中学卒	2	47.1	301,706	18,766	282,940		
技術係員	518	34.7	293,263	35,580	257,683		
大学卒	346	32.5	294,308	38,058	256,250		
短大卒	67	40.3	288,771	31,243	257,528		
高校卒	102	38.7	292,345	30,756	261,589		
中学卒	3	34.6	304,968	10,391	294,577		

4 企業規模100人未満

職種名	調査 実人員	平均 年齢	令和5年4月分平均支給額			備考		
			きまって支給 する給与 (A)	うち 時間外手当 (B)	(A-B)			
事務 ・ 技術 関 係 職 種	支店長	—	—	—	—	構成員50人以上の 支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)		
	大学卒	—	—	—	—			
	短大卒	—	—	—	—			
	高校卒	—	—	—	—			
	中学卒	—	—	—	—			
	工場長	—	—	—	—		構成員50人以上の 工場の長 (取締役兼任者を除く。)	
	大学卒	—	—	—	—			
	短大卒	—	—	—	—			
	高校卒	—	—	—	—			
	事務部長	12	53.6	501,448	1,931	499,517	2課以上又は 構成員20人以上 の部の長 職能資格等が上記 部の長と同等と認め られる部の長及び 部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)	
		大学卒	7	53.5	509,552	937		508,615
		短大卒	4	52.9	513,678	1,714		511,964
		高校卒	x	x	x	x		x
		中学卒	—	—	—	—		—
技術部長		10	53.8	481,064	0	481,064		
		大学卒	4	54.8	522,479	0		522,479
		短大卒	—	—	—	—		—
		高校卒	4	52.2	422,557	0		422,557
事務部次長		7	49.4	408,152	1,188	406,964		上記部長に事故 等のあるときの 職務代行者 職能資格等が 上記部の次長と 同等と認められる 部の次長及び 部次長級専門職 中間職(部長一 課長間)
	大学卒	6	49.3	404,552	1,387	403,165		
	短大卒	x	x	x	x	x		
	高校卒	—	—	—	—	—		
技術部次長	x	x	x	x	x			
	大学卒	x	x	x	x	x		
	短大卒	—	—	—	—	—		
	高校卒	—	—	—	—	—		
事務課長	21	49.2	403,112	1,331	401,781	2係以上又は 構成員10人以上 の課の長 職能資格等が上記 課の長と同等と認め られる課の長及び 課長級専門職		
	大学卒	16	47.9	399,705	1,510		398,195	
	短大卒	—	—	—	—		—	
	高校卒	5	53.0	412,720	827		411,893	
	中学卒	—	—	—	—		—	
	技術課長	32	46.4	419,218	3,136		416,082	
		大学卒	19	46.0	433,256		5,529	427,727
		短大卒	4	41.1	420,606		356	420,250
高校卒		9	49.3	393,530	0	393,530		
中学卒	—	—	—	—	—			

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和5年4月分平均支給額			備 考	
			きま って 支給 する 給与 (A)	うち 時間 外手当 (B)	(A-B)		
事務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	2	41.8	349,437	3,111	346,326	前記課長に事故等 のあるときの職務代 行者 課長に直属し部下 に係長等の役職者 を有する者 課長に直属し部下 4人以上を有する者 職能資格等が上記 課長代理と同等と 認められる課長代理 及び課長代理級専 門職 中間職(課長一 係長間)
	大学卒	x	x	x	x	x	
	短大卒	x	x	x	x	x	
	高校卒	—	—	—	—	—	
	中学卒	—	—	—	—	—	
	技術課長代理	5	44.6	387,238	0	387,238	
	大学卒	3	46.7	399,667	0	399,667	
	短大卒	—	—	—	—	—	
	高校卒	2	41.5	368,595	0	368,595	
	中学卒	—	—	—	—	—	
	事務係長	23	46.9	336,232	25,676	310,556	係の長及び 係長級専門職
	大学卒	11	44.8	352,909	27,051	325,858	
	短大卒	6	45.8	285,620	21,890	263,730	
	高校卒	6	51.5	347,719	26,311	321,408	
中学卒	—	—	—	—	—		
技術係長	10	44.6	383,329	41,762	341,567		
大学卒	6	43.8	383,019	47,734	335,285		
短大卒	x	x	x	x	x		
高校卒	3	47.0	370,708	8,989	361,719		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務主任	20	43.8	281,966	33,986	247,980	係長等のいる事業 所における主任 係長等のいない事 業所における主任 のうち、課長代理以 上に直属し、部下を 有する者 係長等のいない事 業所において、職 能資格等が上記主 任と同等と認められ る主任 中間職(係長一 係員間)	
大学卒	8	41.5	296,748	43,271	253,477		
短大卒	4	34.5	222,873	2,447	220,426		
高校卒	8	51.0	287,910	35,300	252,610		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術主任	35	45.7	423,469	71,097	352,372		
大学卒	23	44.1	421,302	71,418	349,884		
短大卒	2	49.4	443,355	100,086	343,269		
高校卒	10	48.5	424,191	63,637	360,554		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務係員	166	38.3	289,403	28,998	260,405		
大学卒	89	35.8	298,547	30,314	268,233		
短大卒	28	42.9	298,987	32,031	266,956		
高校卒	49	40.1	267,870	24,980	242,890		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術係員	115	39.2	336,467	50,611	285,856		
大学卒	71	38.5	346,003	57,309	288,694		
短大卒	21	45.6	327,684	40,787	286,897		
高校卒	21	35.6	315,051	41,960	273,091		
中学卒	2	41.4	335,099	14,547	320,552		

その2 給与比較の対象外職種  
企業規模計

職種名	調査 実人員	平均 年齢	令和5年4月分平均支給額			備考	
			きまって支給 する給与 (A)	うち 時間外手当 (B)	(A-B)		
技能・ 労務 関係 職種	電話交換手	2	51.5	228,686	36,036	192,650	見習、外国語の電話 交換手を除く。  業務委託契約等に 基づき、他の事業所 において業務に従事 している者を除く。
	自家用乗用自動車運転手	x	x	x	x	x	
	守衛	7	50.5	357,081	26,929	330,152	
	用務員	—	—	—	—	—	
教育 関係 職種	大学学長・副学長・学部長	23	57.7	775,816	0	775,816	
	大学教授	90	54.7	649,741	2,422	647,319	
	大学准教授	77	46.2	539,624	7,291	532,333	
	大学講師	42	43.4	499,212	2,296	496,916	
	大学助教	19	39.4	436,676	3,541	433,135	
研究 関係 職種	高等学校校長	4	61.5	711,092	14,497	696,595	
	高等学校教頭	4	57.4	627,510	14,965	612,545	
	高等学校教諭	84	43.3	497,632	22,853	474,779	
研究 関係 職種	研究所長	2	55.0	770,610	0	770,610	構成員50人以上の 所の長 2室(係)以上又は 構成員7人以上の 構成員3人以上の 室(係)の長 下記研究員より上位 の者(研究所長の職名 を有する者、上記研究部 (課)長及び研究室(係)長 を除く。)
	研究部(課)長	33	49.1	629,428	393	629,035	
	研究室(係)長	5	42.0	406,470	23,530	382,940	
	主任研究員	92	45.2	541,119	24,407	516,712	
	研究員	107	34.2	335,943	21,937	314,006	
医療 関係 職種	研究補助員	—	—	—	—	—	
	病院長	x	x	x	x	x	部下に医師又は歯科医 師5人以上 上記病院長に事故等あ るときの職務代行者 部下に医師又は歯科医 師1人以上
	副院長	—	—	—	—	—	
	医科長	16	56.1	1,148,728	99,122	1,049,606	
	医師	16	49.1	939,928	3,718	936,210	
	歯科医師	—	—	—	—	—	
	薬局長	6	50.7	454,771	1,636	453,135	部下に薬剤師2人以上
	薬剤師	26	40.7	381,772	29,985	351,787	
	診療放射線技師	30	40.5	360,000	11,782	348,218	
	臨床検査技師	29	41.7	353,959	28,157	325,802	
栄養士	19	39.3	288,685	17,525	271,160		
理学療法士	55	33.9	303,352	15,456	287,896		
作業療法士	48	34.7	299,671	13,595	286,076		
研究 関係 職種	総看護師長	3	60.0	482,213	20,062	462,151	部下に看護師長5人以 上 部下に看護師又は准看 護師5人以上
	看護師長	76	47.4	418,603	34,439	384,164	
	看護師	199	36.8	334,649	27,316	307,333	
	准看護師	64	42.5	279,712	30,304	249,408	

(注) 「X」は、調査実人員が1人であることを示す。

第17表 職種に対応する級（行政職給料表）

行政職給料表 職務の級	対 応 職 種		
	企業規模 500人以上	企業規模 100人以上 500人未満	企業規模 100人未満
7 級	支 店 長 工 場 長 事 務 部 長 技 術 部 長 事 務 部 次 長 技 術 部 次 長		
6 級		支 店 長 工 場 長 事 務 部 長 技 術 部 長 事 務 部 次 長 技 術 部 次 長	
5 級			支 店 長 工 場 長 事 務 部 長 技 術 部 長 事 務 部 次 長 技 術 部 次 長
4 級	事 務 課 長 代 理 技 術 課 長 代 理	事 務 課 長 技 術 課 長	支 店 長 工 場 長 事 務 部 長 技 術 部 長 事 務 部 次 長 技 術 部 次 長
3 級	事 務 課 長 代 理 技 術 課 長 代 理 事 務 係 長 技 術 係 長	事 務 課 長 技 術 課 長 事 務 係 長 技 術 係 長	事 務 課 長 技 術 課 長 事 務 係 長 技 術 係 長
2 級	事 務 係 長 技 術 係 長	事 務 係 長 技 術 係 長	事 務 係 長 技 術 係 長
1 級	事 務 主 任 技 術 主 任 (一部2・3級に対応) 事 務 係 員 技 術 係 員	事 務 主 任 技 術 主 任 (一部2・3級に対応) 事 務 係 員 技 術 係 員	事 務 主 任 技 術 主 任 (一部2・3級に対応) 事 務 係 員 技 術 係 員

(注) 主任の一部とは、係制をとっていない事業所で、課長代理以上に直属し、直属の部下を有する者をいう。



第18表 民間における特別給の支給状況

項目		区分	
		事務・技術等従業員	技能・労務等従業員
平均所定内給与月額	下半期 (A1)	円 375,832	円 280,567
	上半期 (A2)	円 380,402	円 285,299
特別給の支給額	下半期 (B1)	円 822,690	円 526,897
	上半期 (B2)	円 882,041	円 561,971
特別給の支給割合	下半期 $\left[ \frac{(B1)}{(A1)} \right]$	月分 2.19	月分 1.88
	上半期 $\left[ \frac{(B2)}{(A2)} \right]$	月分 2.32	月分 1.97
	年間計	4.51月分	3.85月分

(注) 下半期とは令和4年8月から令和5年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間をいう。

第19表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

項目	部長級		課長級		係員	
	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
規模計	% 43.2	% 56.8	% 44.5	% 55.5	% 50.0	% 50.0
500人以上	46.2	53.8	46.8	53.2	55.7	44.3
100人未満	38.6	61.4	41.0	59.0	45.2	54.8
100人未満	48.3	51.7	48.8	51.2	48.3	51.7

第20表 民間における家族手当の支給状況

支給の有無		事業所割合
家族手当制度がある		69.5%
	配偶者に家族手当を支給する	59.0%
家族手当制度がない		30.5%
扶養家族の 支給月額	配偶者	10,893円
	配偶者と子1人	16,310円
	配偶者と子2人	21,664円

- (注) 1 家族手当制度の有無を回答した事業所を100とした割合である。  
 2 家族手当制度がある事業所を100とした割合の配偶者に家族手当を支給する事業所の割合は84.9%である。  
 3 支給月額は、配偶者に家族手当を支給し、その支給につき配偶者の収入による制限がある事業所について算出した。

第21表 民間における在宅勤務関連手当の支給状況

その1 在宅勤務の実施状況及び在宅勤務関連手当の支給状況

在宅勤務を 実施している	在宅勤務関連手当を		在宅勤務を 実施していない
	支給する	支給しない	
%	%	%	%
55.4	28.2	71.8	44.6

(注) ( )内は在宅勤務を実施している事業所を100とした割合である。

その2 在宅勤務関連手当の支給目的別の月額支給の状況

支給目的	月額										
	～ 1,000 円	～ 2,000 円	～ 3,000 円	～ 4,000 円	～ 5,000 円	～ 6,000 円	～ 7,000 円	～ 8,000 円	～ 9,000 円	～ 10,000 円	10,001 円～
光熱費の負担増への配慮のみ	24.8%	25.3%	23.2%								26.7%

(注) 在宅勤務関連手当の支給目的を「光熱費の負担増への配慮のみ」としている事業所を100とした割合である。

第22表 民間における定年制の状況

定年制あり	定 年 年 齢		定年制なし
	60歳	61歳以上	
99.6 %	77.1 %	22.5 %	0.4 %

(注) 定年制の有無を回答した事業所を100とした割合である。

第23表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所における一定年齢到達を理由とした給与減額の状況

区 分	項 目	給与減額あり	給与減額なし
		60歳で減額	
課 長 級		57.2 %	42.8 %
非 管 理 職		49.5 %	50.5 %

- (注) 1 「定年年齢を60歳から引き上げた事業所」には、定年制を廃止した事業所を含む(第24表において同じ。)  
 2 一定年齢到達時に常勤従業員の給与を減額する仕組みの有無を回答した事業所を100とした割合である。

第24表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所のうち、60歳で給与を減額している事業所における60歳を超える従業員の年間給与水準

課 長 級	非 管 理 職
62.3 %	67.9 %

(注) 標準的な常勤従業員が60歳になる前に受けていた年間給与水準を100とした場合に60歳を超えて受ける年間給与水準の割合である。



### 3 生計費及び労働経済関係資料



## 令和5年4月の標準生計費算定方法の概要

標準生計費は、県民一般の標準的な生活の水準を求めるため、「家計調査」（総務省）等に基づき、次の方法により費目別、世帯人員別に算定した。

### 1 標準生計費の費目

標準生計費は、次の費目に分類して算定しているが、各費目の内容は、それぞれ次に掲げる家計調査等の大分類項目に対応する。

- 食料費……………食料
- 住居関係費……………住居、光熱・水道、家具・家事用品
- 被服・履物費……………被服及び履物
- 雑費Ⅰ……………保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽
- 雑費Ⅱ……………その他の消費支出（諸雑費、こづかい、交際費、仕送り金）

### 2 費目別、世帯人員別標準生計費の算定方法

2人～5人世帯については、家計調査における令和5年4月の費目別平均支出金額（日数を $\frac{365}{12}$ 日に、世帯人員を4人に調整したもの）に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。

なお、1人世帯については、令和元年の「全国家計構造調査」及び「全国単身世帯収支実態調査」を基礎として算定した令和3年4月の費目別標準生計費に、消費動向の変動分を加味して、令和5年4月の費目別標準生計費を算定した。

#### （参考）費目別、世帯人員別生計費換算乗数

令和4年1月～12月の家計調査の調査世帯（全国・勤労者世帯）のうち、有業人員が1人で夫婦のみ又は夫婦とその子で構成される標準世帯について、世帯人員別に並数階層の費目別支出金額を求め、これをそれぞれ4人世帯の費目別平均支出金額で除して費目別、世帯人員別生計費換算乗数を求めた。

第25表 広島市における費目別、世帯人員別標準生計費

（単位：円）

費目	世帯人員				
	1人	2人	3人	4人	5人
食料費	35,846	36,145	56,917	77,690	98,453
住居関係費	58,571	62,302	56,616	50,923	45,237
被服・履物費	5,006	3,409	5,513	7,616	9,721
雑費Ⅰ	21,467	22,336	42,765	63,194	83,623
雑費Ⅱ	12,023	14,041	19,526	25,017	30,503
合計	132,913	138,233	181,337	224,440	267,537

第26表 労働経済指標

項目 年度・年月	賃金・労働時間													
	全国（全国調査）								広島県（地方調査）					
	① きまって支給する給与 （調査産業計）		② 所定内給与 （調査産業計）			③ 所定外給与 （調査産業計）			④ 総実労働 時間数 （調査産業計）	⑤ 所定外労働 時間数 （調査産業計）	⑥ きまって支給する給与 （調査産業計）		⑦ 所定内給与 （調査産業計）	
	（千円）	前年度比・ 前年同月比 （%）	（千円）	前年度比・ 前年同月比 （%）	一般労働者 前年度比・ 前年同月比 （%）	（千円）	前年度比・ 前年同月比 （%）	（千円）	前年度比・ 前年同月比 （%）	（時間）	（時間）	（千円）	前年度比・ 前年同月比 （%）	（千円）
令和3年度	298.2	1.7	274.4	1.1	0.6	23.8	9.4	142.5	11.7	285.5	1.1	259.5	0.4	
令和4年度	304.5	2.1	279.6	1.9	1.5	24.8	4.4	143.5	12.2	288.4	1.0	262.6	1.2	
令和4年4月	307.9	2.5	281.9	2.2	1.8	26.0	6.7	149.0	12.9	289.2	△ 0.5	263.4	0.3	
5月	301.2	2.2	277.2	1.9	1.2	24.0	5.4	137.6	11.7	280.5	△ 0.5	257.3	△ 0.5	
6月	304.0	2.3	280.0	2.1	1.5	24.0	5.2	149.6	12.1	285.5	0.0	261.3	0.3	
7月	303.7	2.0	279.1	1.9	1.2	24.6	3.8	147.0	12.1	284.8	0.3	259.4	0.7	
8月	301.9	2.3	277.7	2.2	1.5	24.2	4.5	139.1	11.3	283.5	△ 0.2	257.1	△ 0.4	
9月	304.0	2.6	279.7	2.2	1.6	24.3	7.1	144.0	12.2	283.5	△ 0.6	258.2	△ 0.6	
10月	305.3	2.3	279.9	1.8	1.4	25.4	8.5	144.5	12.6	291.8	1.8	265.2	1.8	
11月	305.7	2.6	280.0	2.2	1.6	25.7	6.2	146.0	12.6	300.0	4.4	272.5	4.7	
12月	305.9	2.5	280.1	2.3	1.8	25.8	4.0	144.2	12.6	294.1	1.9	267.5	2.3	
令和5年1月	303.9	1.7	279.5	1.7	1.6	24.4	0.8	135.7	11.8	293.9	3.1	268.3	2.9	
2月	303.5	1.4	279.1	1.5	1.4	24.5	0.4	139.7	12.0	288.2	2.1	262.4	2.4	
3月	306.8	1.0	281.6	1.0	1.1	25.2	0.7	145.8	12.5	285.3	0.4	259.2	0.7	
4月	310.9	1.0	285.1	1.2	1.1	25.7	△ 1.1	148.3	12.6	290.3	0.4	263.9	0.2	
5月	307.7	2.1	283.5	2.2	2.2	24.2	0.8	140.9	11.7	283.5	1.1	260.5	1.2	
6月	309.5	1.8	285.2	1.8	2.0	24.3	1.2	149.7	11.9	286.8	0.5	262.2	0.4	

資料出所：①～⑩、⑬厚生労働省「毎月勤労統計調査報告」、⑪総務省「家計調査報告」、⑫総務省「消費者物価指数月報」、  
⑭総務省「労働力調査報告」、⑮厚生労働省「一般職業紹介状況」

- (注) 1 ①、②、③、⑥、⑦、⑫及び⑬については令和2年平均=100とした指数を基礎としている。  
2 ⑧の増減率は実数比較による。  
3 ①～⑩、⑬は事業所規模30人以上の数値である。



				生計費				物価		雇用		
⑧ 所定外給与 (調査産業計)		⑨ 総実労働時間数 (調査産業計)	⑩ 所定外労働時間数 (調査産業計)	⑪ 消費支出 (二人以上の世帯)				⑫ 消費者物価指数		⑬ 常用雇用指数 (調査産業計)	⑭ 完全失業率 (季節調整値)	⑮ 有効求人倍率 (季節調整値)
				全国		広島市		全国	広島市			
(千円)	前年度比・ 前年同月比 (%)	(時間)	(時間)	(千円)	前年度比・ 前年同月比 (%)	(千円)	前年度比・ 前年同月比 (%)	前年度比・ 前年同月比 (%)	前年度比・ 前年同月比 (%)	前年度比・ 前年同月比 (%)	(%)	(倍)
25.9	9.1	146.5	12.9	280.9	1.7	282.8	△ 2.5	0.1	0.0	△ 0.4	2.8	1.16
25.7	△ 0.9	144.2	12.7	293.7	4.5	298.5	5.6	3.2	3.6	△ 0.3	2.6	1.31
25.8	△ 7.8	148.1	12.7	304.5	1.2	292.0	5.0	2.5	2.2	△ 1.1	2.6	1.24
23.1	△ 0.3	135.2	11.5	287.7	2.4	315.9	24.3	2.5	2.9	△ 0.9	2.6	1.25
24.3	△ 2.9	151.4	12.5	276.9	6.4	272.3	5.5	2.4	2.7	△ 0.6	2.6	1.27
25.4	△ 3.3	146.0	12.7	285.3	6.6	302.8	14.5	2.6	2.9	△ 0.6	2.6	1.28
26.4	2.7	139.5	12.2	290.0	8.8	294.6	7.9	3.0	3.3	△ 0.5	2.5	1.31
25.4	0.2	141.4	12.4	281.0	5.9	278.2	△ 5.3	3.0	3.0	△ 0.4	2.6	1.32
26.6	1.7	146.4	13.1	298.0	5.7	298.2	3.1	3.7	4.4	△ 0.5	2.6	1.34
27.5	2.2	150.7	13.1	285.9	3.2	280.5	1.1	3.8	4.4	△ 0.3	2.5	1.35
26.7	△ 2.3	147.2	13.3	328.1	3.4	310.4	△ 12.1	4.0	4.7	△ 0.3	2.5	1.36
25.6	3.8	136.8	12.8	301.6	4.8	290.4	3.8	4.3	4.9	0.6	2.4	1.35
25.8	△ 1.4	143.1	13.1	272.2	5.6	319.9	25.1	3.3	4.1	0.6	2.6	1.34
26.1	△ 2.6	144.1	13.5	312.8	1.8	327.0	3.3	3.2	3.7	0.6	2.8	1.32
26.5	2.7	147.8	13.4	303.1	△ 0.5	327.7	12.2	3.5	3.8	0.7	2.6	1.32
23.0	△ 0.8	135.3	11.6	286.4	△ 0.4	293.6	△ 7.1	3.2	2.9	0.8	2.6	1.31
24.6	1.4	147.6	12.4	275.5	△ 0.5	303.4	11.4	3.3	3.1	0.6	2.5	1.30

